明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（六〇）　三

○小規模企業共済法施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令（六一）

○平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（六二）

○平成二十七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（六三）　四

〔省　令〕

○電波法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一四）

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**法務**七）

○農林物資の規格化等に関する法律施行規則及び食品表示法第八条第二項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事の報告に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**一二）　五

○電気工事士法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**一八）　六

〔告　示〕

○銀行法施行規則及び金融商品取引業等に関する内閣府令の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件（**金融庁**七）　六

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**一）　七

○農林中央金庫法施行規則第百十三条第三号ハの規定に基づき、農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**一）　七

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件（**総務**六八）　八

○政府調達に関する協定を改正する議定書の大韓民国による受諾に関する件（**外務**六四）

○スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件（**同**六五）

○食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（**同**六六）

○物価連動国債の取扱いに関する省令第二条の規定に基づき物価連動国債の想定元金額の算出に関し必要な事項を定める件の一部を改正する件（**財務**七九）

○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件（**同**八〇）

○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**農林水産**七三五）　八

○保安林の指定を解除する件（**同**七三六～七四三）　八

○行政不服審査法施行令第十二条第二項第一号に掲げる手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求の範囲及び手数料の納付の方法に関する告示（**経済産業**四七）　九

○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をした件（**同**四八）

○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件（**同**四九）

○行政不服審査法施行令第十二条第二項第一号に掲げる手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求の範囲及び手数料の納付の方法に関する告示（**特許庁**五）　一〇

○行政不服審査法施行令第十二条第二項第一号に掲げる手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求の範囲及び手数料の納付の方法に関する告示

（**工業所有権審議会**一）

○都市計画に関する件

（**国土交通**四八七）

○高速自動車国道に関する件

（**同**四八八）

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。